

**公立大学法人新潟県立看護大学告示第1号**

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第7条第3項第3号の規定により、個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務を次のとおり定める。

平成25年4月1日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

- 1 国、他の地方公共団体（本県を除く。）等の職員又は職員であった者に関する事務
- 2 資料等の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所など、送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
- 3 一般に入手し得る刊行物等に掲載された個人情報を取り扱うことを目的とする事務